

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年9月29日
【事業年度】	第16期（自平成25年7月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社きちり
【英訳名】	KICHIRI & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平川 昌紀
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 葛原 昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 葛原 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
売上高 (千円)	4,995,365	5,285,855	5,777,161	6,224,982	6,913,882
経常利益 (千円)	123,639	181,692	503,931	605,244	515,423
当期純利益 (千円)	41,527	38,456	257,967	344,386	296,054
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	360,171	360,171	371,021	380,191	381,530
発行済株式総数 (株)	8,152	8,152	8,478	1,750,400	10,550,400
純資産額 (千円)	732,664	756,050	1,019,650	1,354,694	1,602,318
総資産額 (千円)	2,694,154	2,826,483	2,741,072	3,034,054	3,069,105
1株当たり純資産額 (円)	88,844.67	470.12	207.13	133.55	157.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	45.00 (15.00)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,094.18	23.77	53.23	35.04	29.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	5,074.26	23.32	50.81	33.96	28.91
自己資本比率 (%)	26.9	26.4	37.1	44.6	52.2
自己資本利益率 (%)	5.9	5.2	29.3	29.1	20.0
株価収益率 (倍)	11.78	18.62	12.71	12.70	18.16
配当性向 (%)	-	-	-	21.4	34.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	414,706	443,562	636,371	498,425	619,502
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	277,782	400,231	94,001	180,253	347,581
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	179,282	67,574	485,216	286,767	103,594
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	391,496	367,253	424,406	455,811	624,137
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	184 (402)	166 (462)	177 (493)	208 (454)	237 (578)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 平成24年7月1日付で1株につき200株の株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 平成25年7月1日付で1株につき3株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 平成25年7月1日付で1株につき3株の株式分割を行っており、平成25年6月末日時点の株価は権利落後の株価となっております。このため、第15期の株価収益率については、権利落後の株価に分割割合を乗じて算出してあります。
8. 平成25年7月1日付で普通株式1株を3株の割合で、平成26年1月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。なお、第15期1株当たり配当額を当該株式分割の影響を考慮して換算すると、7円50銭となります。
9. 第16期1株当たり配当額10.00円の内訳は、普通配当7.50円、記念配当2.50円であります。

2【沿革】

当社は、平成10年7月に有限会社吉利を大阪府柏原市に設立し飲食事業を展開しました。その後事業拡大に伴い、平成12年11月に株式会社きちりに改組し、現在にいたっております。
現在までの沿革は下表のとおりであります。

年月	事項
平成10年7月	有限会社吉利を設立し、飲食事業を展開
平成12年11月	株式会社に改組し、商号を株式会社きちりに変更
平成14年10月	神戸市中央区に「Casual Dining KICHIRI」第1号店となる「KICHIRI 三宮店」を開店
平成15年4月	本社を大阪市中央区南本町に移転
平成17年9月	大阪市中央区に「本格酒場 フクリキ」第1号店となる「本町酒場 福力」を開店
平成18年12月	東京都豊島区に「Casual Dining KICHIRI」関東第1号店となる「KICHIRI 池袋東口店」（現 KICHIRI ORANGE LABEL 池袋東口）を開店
平成19年7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））上場
平成20年6月	「きちり 真菜や」第1号店となる「きちり真菜や 茶屋町店」を開店
平成21年8月	「smile」第1号店となる「NIPPON BAR smile KI・CHI・RI」を開店 「ちゃぶちゃぶ」第1号店となる「六角酒場 ちゃぶちゃぶ」を開店
平成22年4月	ジャスダック市場と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場
平成22年9月	「いしがまやハンバーグ」第1号店となる「いしがまやハンバーグ 吉祥寺」を開店
平成22年11月	株式会社オープンクラウド（非連結子会社）を設立
平成23年2月	「エキカフェ」第1号店となる「エキカフェ」を開店
平成23年6月	本社を大阪市中央区安土町に移転
平成25年3月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成25年5月	東京証券取引所市場第二部上場に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）を上場廃止
平成25年10月	「ajito」第1号店となる「ajito」を開店
平成26年3月	「igu&peace」第1号店となる「igu&peace」を開店
平成26年5月	東京証券取引所市場第一部に指定

3【事業の内容】

当社は、飲食店の経営並びにこれに付随する業務を主たる業務としております。

なお、当社の報告セグメントは「飲食事業」のみですが、主たる事業セグメント区分別に記載しております。

(1) 飲食事業

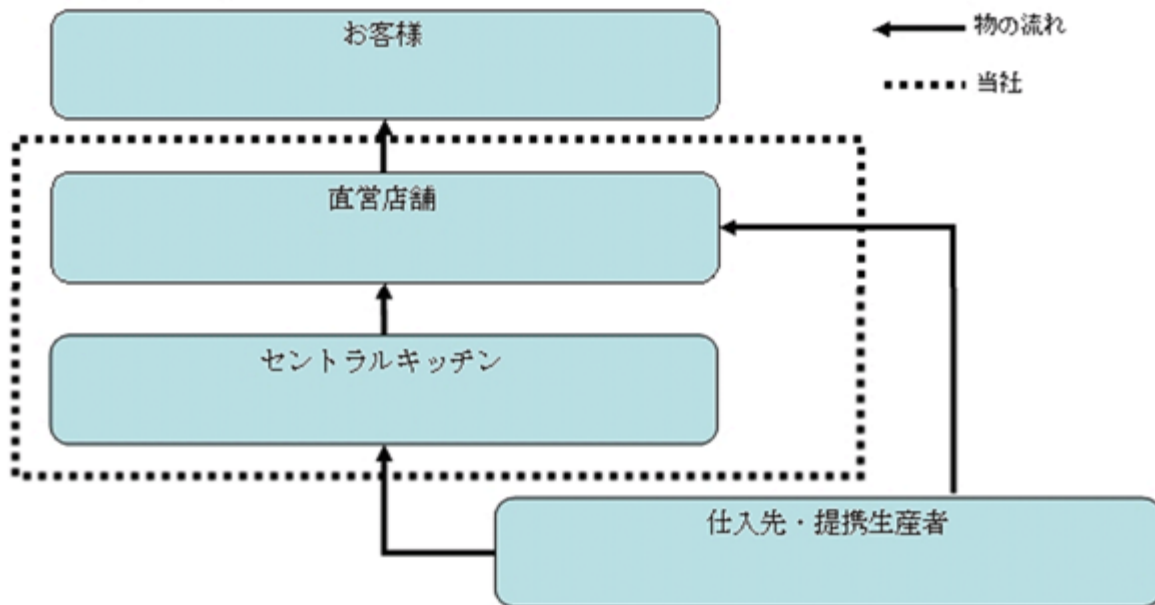
当社は、「料理」を単に提供するだけでなく、真心のこもった手作り感のある「料理」と、徹底した“おもてなし”により、“豊かさ”や“楽しさ”といった付加価値を提供しております。また、外食各社が低価格戦略へシフトしていく中、当社は一貫した方針のもと、低価格競争には参入せず、高品質な料理とおもてなしの徹底による付加価値の提供により、お客様に納得感のあるサービスを提供しております。

当社が展開する代表的な業態は以下のとおりであります。

(平成26年6月30日現在)

業態	コンセプト	店舗数
Casual Dining KICHIRI	デザイナーズマンションをイメージしたシンプルモダンなリビング風の内装で、リラックスできる空間を演出しております。店内は適度に仕切られたBOX席、床一面をマットでしつらえたロフト席や個室、ペアシートなどの店舗作りとなっております。	32店舗
新日本様式	和の様式美とモダンを融合させた「新日本様式」は、落ち着いた大人の空間を演出した店舗作りとなっております。	9店舗
いしがまやハンバーグ	オーストラリアの広大な土地で育てられた、黒毛和牛の血統を持つ黒牛を100%利用したハンバーグ専門店。独自に開発したハンバーグ専用窯でふっくらと焼き上げます。	7店舗
その他	モダンジャパニーズダイニング、真菜や、福栄組合、福力、ajito、igu&peace、スマイル、ちゃぶちゃぶ、Osteria Orobianco、エキカフェ・エキバル、ガーデンカフェ、タニタ食堂、おむすびのGABA	22店舗

【事業系統図】



(2) プラットフォーム事業

当社がこれまで飲食事業で培ってきたノウハウを活かし、法人企業向けに飲食事業コンサルティングを行っております。

(3) 通販事業

飲料水の代理店販売を行っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
237(578)	28.0	2.5	3,428,107

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(人)
店舗従業員	199(577)
全社(共通)	38(1)
合計	237(578)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数は、常時雇用者数(29人増加)、臨時雇用者数(124人増加)共に、事業規模拡大に伴う新規採用により増加しております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策を背景に円安・株高傾向が続き、企業業績の改善や雇用情勢の好転等により、緩やかな景気回復が見られました。その一方、今後の更なる消費税増税や海外経済停滞の影響など、依然として先行きが不透明な状況となっております。

外食業界においては、消費税増税の影響は限定的であり、外食における消費マインドは落ち込むことなく堅調に推移しましたが、原材料価格の高騰及び人員確保の困難化による人件費高騰など、取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、関東圏での更なる認知度向上を図るべく、主力業態である「Casual Dining KICHIKI」や業務提携によって開発された“はかた地どり”専門店「福栄組合」等、積極的に新規出店を進めております。関西圏におきましても、昨年10月にオープンし大変好評いただいております“大人の隠れ家”「ajito」を、既存店舗へリニューアル展開するなど多様化する消費者ニーズに対応できる店舗作りに尽力してまいりました。今後におきましても、新ブランド開発もさることながら、既存ブランドに磨きをかけることにより、更なる企業価値拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の飲食事業及びプラットフォーム事業の一層の拡大を企図し、積極的な人員採用活動を進めてまいります。

その結果、当事業年度における売上高は、6,913百万円（前期比11.1%増）、営業利益480百万円（前期比15.0%減）、経常利益515百万円（前期比14.8%減）、当期純利益296百万円（前期比14.0%減）となりました。

なお、当社はセグメント情報の記載を省略しているため、セグメント業績の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における当社の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが619百万円の資金増、投資活動によるキャッシュ・フローが347百万円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが103百万円の資金減となりました。その結果、当事業年度末の資金残高は、前事業年度末と比較して168百万円増加し、当事業年度末には624百万円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果増加した資金は619百万円（前事業年度は498百万円の増加）となりました。これは主に、法人税等の支払いにより206百万円、未払金の減少36百万円の資金減少があったものの、税引前当期純利益499百万円の計上に加え、減価償却費320百万円の計上があったこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果減少した資金は347百万円（前事業年度は180百万円の減少）となりました。これは主に、店舗保証金の代預託の実行等による差入保証金の回収による収入52百万円があったものの、新規店舗出店及び店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出312百万円の支出があったこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果減少した資金は103百万円（前事業年度は286百万円の減少）となりました。これは主に、新規店舗出店等に係る長期借入金の借入350百万円により資金が増加したものの、長期借入金の返済による支出320百万円及びリース債務の返済による支出84百万円に加え、配当金の支払いにより50百万円の支出があったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

(3) 仕入実績

当事業年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	1,761,545	110.6
報告セグメント計(千円)	1,761,545	110.6
その他(千円)(注)3	-	-
合計	1,761,545	110.6

(注)1.金額は仕入価格によって表示しており、セグメント間の内部振替はありません。

2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3.その他は「プラットフォーム事業」「通販事業」であります。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	前年同期比(%)
飲食事業(千円)	6,861,097	111.5
報告セグメント計(千円)	6,861,097	111.5
その他(千円)(注)3	52,784	71.5
合計	6,913,882	111.1

(注)1.金額は販売価格によって表示しており、セグメント間の内部振替はありません。

2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3.その他は「プラットフォーム事業」「通販事業」であります。

3【対処すべき課題】

当社の属する外食産業は、消費者の生活防衛意識の高まりによる個人消費の低迷や中食との競争激化により、依然として厳しい状況が続いております。また、市場への参入障壁が比較的低い事から新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化するものと思われま。

このような状況の中、当社は「外食産業の新たなスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の点に取り組んでいく方針であります。

(1) 競合優位性について

当社は、市場の競争激化による低価格化に対して、価格競争には参入せずサービス力向上・商品力の強化による付加価値を追求する方針をとり、他社が競争市場へ移行する中、価格帯を引き下げることなく、他社と競合の少ない新たな市場である価格帯を創出し、差別化を図っております。

今後におきましても、サービス力向上・商品力の強化による「おもてなし」の付加価値を高めるとともに競合他社との差別化を図り、「おもてなしブランドNo.1」としての地位を確立することで、収益の持続的拡大を目指してまいります。

(2) 人材確保及び教育について

当社は、ホスピタリティに溢れた人材を採用すべく採用活動を行っております。当社が更なる成長を達成するため、即戦力となる中途採用に加え、新卒採用も積極的に行い、様々な雇用形態や人事制度を導入していく方針であります。

また、教育に関しましては、各種社内プログラムにより、社員のレベルに応じた教育を行っております。今後は更に社内プログラムを充実し、社員の教育に力を入れ、理念の共有、サービスの向上を行い、企業理念である「大好きが一杯」の精神に裏打ちされたプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 外食産業の動向及び競合について

当社の属している外食業界は、景気低迷が続いたことによる消費不況、中食市場の成長等の影響により、成熟市場となっており、外食事業者の既存店売上高は減少傾向にあります。

このような環境の中、当社は市場の競争激化による低価格化に対して、サービス力向上・商品力の強化による付加価値を追求する方針をとり、他社との差別化を図っております。

今後、競合他社の出店等により競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗展開について

当社は、直営による店舗展開を行っており、当事業年度末日現在、70店舗を出店しております。

今後も新規出店を行っていく方針ですが、新規出店は、出店先の立地条件、賃貸借条件、店舗の採算性などを勘案して出店を決定しており、当社の希望する条件に合う物件が見つからない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

(a) 食品衛生法について

当社が経営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、都道府県知事・市区長より飲食店営業許可を取得しております。そのため、食品衛生法の規定に違反した場合には、食品等の廃棄等、営業許可の取り消し、営業の禁止または一定期間の営業停止等の処分を受けることがあります。

現時点において上記処分の対象となるような事由は発生しておりません。しかしながら、今後、食品衛生法の規定に抵触し、営業停止等の処分を受けた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

当社は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」）による規制を受けております。「食品リサイクル法」により、食品関連事業者は食品廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用に取り組むことを義務付けられております。

今後、同法の規制が強化された場合、新たな設備投資等の費用が発生し当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 短時間労働者への社会保険の適用拡大について

当社は多くの短時間労働者が就業しております。社会保険の適用基準が拡大した場合には、社会保険の負担額の増加により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出退店時に発生する費用及び損失について

当社は、新規出店時に什器備品等の消耗品や販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、新規出店が重なった時や、期末に近い時点での新規出店は、利益を押し下げる要因となります。また、今後、業績悪化による店舗閉鎖が生じた場合、固定資産除却損、賃貸借契約やリース契約の解約に伴う違約金等が発生する可能性があります。

従いまして、新規出店が重なった場合、あるいは新規出店時における内装工事の遅れや入居する商業施設等の完成時期のずれ込み等が発生し、新規出店が期末に近い時点に偏った場合、また業績悪化による店舗閉鎖が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規出店に伴う差入保証金について

当社は、賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての店舗において保証金を差入れておりません。当事業年度末における差入保証金残高は651百万円となっており、当社の総資産の21.2%を占めております。今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業の継続に支障が生じたり、退店時に差入保証金等の一部または全部が返還されない可能性があります。また、当社の都合によって不採算店舗の契約を中途解約する場合には、締結している賃貸借契約の内容によって、差入保証金等の一部又は全部が返還されない場合があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 食材仕入について

当社は、特定の食材に依存している事実はなく、引き続き食材の安定的な確保に積極的に取り組む方針であります。自然災害、天候不順などによる農作物の不作や政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動など需給関係の変動に伴う市況変動による食材の調達難や仕入れ価格が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

当社は、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、新卒者の採用を行うと共に、中途採用による即戦力となる人材の確保に努めております。加えて、教育研修の充実を図り、お客様へのサービスの質の向上と将来の幹部人材の育成を進めていく方針であります。

しかしながら、人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有利子負債依存度について

当社は、出店のための設備投資資金を主に金融機関からの借入により調達しております。当社の総資産に占める有利子負債の割合は当事業年度末で26.5%（有利子負債額811百万円/総資産額3,069百万円）となっております。

今後の出店等に伴う資金調達について、引き続き経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正水準の維持に努めながら事業展開を行う予定でございますが、今後調達金利の変動により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ストックオプションと株式の希薄化について

当社は、取締役に対して新株予約権を付与しております。当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式総数は360,000株であります。当該新株予約権の行使がされた場合は、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(10) 自然災害について

当社の店舗は関西地区及び首都圏に集中しております。そのため、当該地域に大規模地震や台風などの自然災害が発生し、これらの店舗に甚大な被害を及ぼした場合は、当社の営業活動に支障を与え、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 減損損失について

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、定期的に減損兆候の判定を行っております。今後、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合や退店の意思決定をした場合、減損損失を計上する可能性があります。

(12) 食品の安全管理について

食品につきましては、食の安全・安心に対する消費者意識が高まっており、以前にも増して安全・安心な食品の提供が重要になっております。

当社におきましては、従業員への細菌検査、店舗衛生管理のチェック、従業員への教育・指導を行い、衛生管理を徹底しておりますが、万一食中毒等の食品の安全性に関する問題が生じた場合には、企業イメージの失墜等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、当事業年度末における資産・負債及び当事業年度の収益・費用の報告数値並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しましては、過去の実績や状況に応じて、合理的と考えられる要因等に基づき行っております。しかしながら、見積り特有の不確実性により、実際の結果は異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

売上高は、前事業年度と比較し688百万円増加し、6,913百万円となりました。主な要因は、当事業年度中に新規出店した4店舗の影響によるものであります。

売上総利益は、前事業年度と比較し512百万円増加し、5,152百万円となりました。主な要因は、売上高増加の影響によるものであります。

営業利益は、売上総利益が増加したものの、新規出店に伴う人件費や固定費の増加により、前事業年度より85百万円減少し、480百万円となりました。

経常利益は、営業利益の減少などにより89百万円減少し、515百万円となりました。

その結果、当期純利益は、経常利益の減少があったこと及び減損損失等の特別損失を計上したことにより、前事業年度より48百万円減少し、296百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末における資産合計は3,069百万円となり、前事業年度末と比較して35百万円増加しております。流動資産合計は1,021百万円となり、前事業年度末と比較して142百万円増加しております。増加の主な要因は、売上高の増加に付随する現金及び預金の増加168百万円、売掛金の増加6百万円などによるものであります。

固定資産合計は2,047百万円となり、前事業年度末と比較して107百万円減少しております。減少の主な要因は、減価償却等による有形固定資産の減少119百万円があったこと等によるものであります。

当事業年度末における負債合計は1,466百万円となり、前事業年度末と比較して212百万円減少しております。流動負債合計は931百万円となり、前事業年度末と比較して267百万円減少しております。減少の主な要因は、前事業年度の出店に伴う設備投資費用の支払いによる未払金の減少187百万円があったこと等によるものであります。

固定負債合計は535百万円となり、前事業年度末と比較して54百万円増加しております。増加の主な要因は、新規借入による長期借入金の増加79百万円があったこと等によるものであります。

当事業年度末における純資産合計は1,602百万円となり、前事業年度末と比較して247百万円増加しております。増加の主な要因は、新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加2百万円及び当期純利益の計上等により利益剰余金が245百万円増加したこと等によるものであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、設立より企業理念の浸透とドミナント構築による規模拡大、更にはサービスの向上、商品の品質向上を行うことで外食産業における新たなスタンダードの創造を目指しております。

今後におきましても、店舗数や売上の拡大を単純に追いかけるのではなく、これまでの指示命令型の組織体系から店舗資源のオペレーター化を目指し、革新的なチェーン及びグループオペレーションの構築に尽力することで産業構造の変革を担うべき成長を目指してまいります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、市場規模が減少する中、当業界の参入障壁が比較的低いことから新規参入企業が増加する等、同業他社との競争がますます激化した場合に、当社が考える出店条件に合致する立地に出店できず、想定どおりの出店ができない可能性があり、また当社の展開する業態が多様化する顧客のニーズに応えられない場合が考えられます。加えて、食品表示偽装や食中毒事件等により、消費者の食の安全・安心に対する意識が一層高まり、外食そのものを倦厭する環境となった場合等も重要な影響を与える要因となります。

当社においては、安心・安全を第一に考えた仕入ルートの確保や、店舗の衛生管理、従業員への衛生教育を引き続き徹底してまいります。また、顧客のニーズを捉えた業態開発・商品開発を積極的に行うとともに、想定どおりの出店を進めるべく、物件情報の入手ルート及び商業施設のディベロッパー様とのパイプ強化等、物件開発体制の強化を図ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社の属する外食市場規模においては、今後大幅な拡大は見込めず、減少傾向にあると認識しております。また、市場への参入障壁が比較的低い事から新規参入が多く、加えて顧客の嗜好の多様化により、今後ますます競争が激化するものと考えております。

このような状況の中、市場の競争激化による低価格化に対し、一貫した経営方針のもと価格競争に参入せず、サービス力・商品力強化による付加価値を追求することで、比較的競合の少ない価格帯で差別化を図ってまいります。価格以上の魅力を感じていただけるサービス”おもてなし”と、安心・安全はもちろんのこと、普段では味わえない”非日常”を体験いただけるこだわりの料理を提供し、多様化するニーズに応えてまいります。

また、このような付加価値の高いサービスを提供するためには、人材の採用・教育は必要不可欠であるため、採用活動の強化、そしてサービスの根幹となる理念教育等の教育プログラムの充実により、優秀な人材の確保を目指してまいります。

(7) 資金の財源及び資金の流動性の分析

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果増加した資金は619百万円となりました。これは主に、法人税等の支払いにより206百万円、未払金の減少36百万円の資金減少があったものの、税引前当期純利益499百万円の計上に加え、減価償却費320百万円の計上があったこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果減少した資金は347百万円となりました。これは主に、店舗保証金の代預託の実行等による差入保証金の回収による収入52百万円があったものの、新規店舗出店及び店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出312百万円の支出があったこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果減少した資金は103百万円となりました。これは主に、新規店舗出店等に係る長期借入金の借入350百万円により資金が増加したものの、長期借入金の返済による支出320百万円及びリース債務の返済による支出84百万円に加え、配当金の支払いにより50百万円の支出があったこと等によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の主な設備投資といたしまして、飲食事業において「Casual Dining KICHIRI」を1店舗、「ajito大和八木」、「福栄組合」、「igu & peace」をそれぞれ1店舗開店いたしました。また業態変更により「ajito三宮」を開店しております。その他、既存店舗の改修等を行っております。これに伴う投資金額の総額は、280,553千円となります。金額には無形固定資産及び出店に伴う差入保証金を含んでおります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	無形固定 資産 (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社・東京オフィス・セントラルキッチン (大阪市内、東京都23区内)	飲食事業 その他	本社・セントラルキッチン	8,688	1,830	6	2,317	13,866	26,709	38 (1)
KICHIRI yodoyabashi 他16店 (大阪市内)	飲食事業	店舗	146,672	3,529	9,159	-	127,068	286,431	45 (121)
KICHIRI 八尾店 他13店 (大阪市外)	飲食事業	店舗	107,200	1,220	-	-	44,139	152,560	26 (93)
ajito 三宮店 他4店 (兵庫県)	飲食事業	店舗	43,635	5,534	-	-	47,412	96,583	11 (32)
KICHIRI 河原町店 他2店 (京都府)	飲食事業	店舗	12,640	368	-	-	14,305	27,314	7 (21)
KICHIRI 大和八木店 他2店 (奈良県)	飲食事業	店舗	47,904	1,847	7,279	-	14,256	71,288	7 (26)
KICHIRI 池袋東口店 他16店 (東京都23区内)	飲食事業	店舗	584,686	4,831	87,185	-	236,630	913,333	66 (187)
いしがまやハンバーグ 吉祥寺 他1店 (東京都23区外)	飲食事業	店舗	17,986	352	6,811	-	18,201	43,351	7 (17)
KICHIRI 横浜 他5店 (神奈川県)	飲食事業	店舗	127,822	3,054	33,635	-	75,951	240,464	27 (69)
KICHIRI OMIYA WEST (埼玉県さいたま市)	飲食事業	店舗	50,929	399	14,129	-	16,800	82,259	3 (11)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は、就業人員であり、()内に臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3. 上記の他、主な賃借設備は、次のとおりであります。

平成26年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
大阪本社・東京オフィス・セントラルキッチン (大阪市内、東京都23区内)	飲食事業 その他	本社 セントラルキッチン	35,526
KICHIRI yodoyabashi 他16店 (大阪市内)	飲食事業	店舗	281,934
KICHIRI 八尾店 他13店 (大阪市外)	飲食事業	店舗	157,975
ajito 三宮店 他4店 (兵庫県)	飲食事業	店舗	59,967
KICHIRI 河原町店 他2店 (京都府)	飲食事業	店舗	28,844
KICHIRI 大和八木店 他2店 (奈良県)	飲食事業	店舗	14,814
KICHIRI 池袋東口店 他16店 (東京都23区内)	飲食事業	店舗	513,534
いしがまやハンバーグ 吉祥寺 他1店 (東京都23区外)	飲食事業	店舗	30,116
KICHIRI 横浜 他5店 (神奈川県)	飲食事業	店舗	124,207
KICHIRI OMIYA WEST (埼玉県さいたま市)	飲食事業	店舗	19,175

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、ドミナント構築、投資効率、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席数)
			総額	既支払額				
KICHIRI 柏 (千葉県柏市)	飲食事業	店舗	80,000	10,785	銀行借入及び リース	平成26年6月	平成26年10月	110
KICHIRI 北千住 (東京都足立区)	飲食事業	店舗	120,000	-	銀行借入及び リース	平成26年6月	平成26年10月	164
KICHIRI 新宿EAST (東京都新宿区)	飲食事業	店舗	170,000	49,882	銀行借入及び リース	平成26年6月	平成26年11月	180

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,600,000
計	33,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,550,400	10,550,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	10,550,400	10,550,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成24年5月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	413	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年5月22日 至平成29年5月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 413 資本組入額 207	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使または償却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者は、割当日から平成29年5月21日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に25%(ただし、上記(注)2.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、当該下回った日以降、平成29年5月21日までの期間中に、残存するすべての本新株予約権を行使価額にて行使しなければならない。

新株予約権者は、割当日から平成29年5月21日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に200%(ただし、上記(注)2.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を上回った場合、当該上回った日以降、平成29年5月21日までの期間中に、残存するすべての本新株予約権を行使価額にて行使しなければならない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の更新によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額（新株予約権の行使時の払込金額）を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（平成24年5月22日から平成29年5月21日）の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下の当社の新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ・新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ・新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またはその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ・新株予約権者が法令違反その他の不正行為により当社の信用を損ねた場合
- ・新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、または振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
- ・新株予約権者が本要項または本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(c) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ・新株予約権者が当社の就業規則その他の社内規則等に違反し、または、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または退職・辞任した場合
- ・新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年7月1日～平成24年6月30日 (注)1	326	8,478	10,849	371,021	10,849	331,021
平成24年7月1日 (注)2	1,687,122	1,695,600	-	371,021	-	331,021
平成24年7月1日～平成25年6月30日 (注)1	54,800	1,750,400	9,170	380,191	9,115	340,136
平成25年7月1日 (注)3	3,500,800	5,251,200	-	380,191	-	340,136
平成25年7月1日～平成26年6月30日 (注)1	24,000	5,275,200	1,338	381,530	1,338	341,475
平成26年1月1日 (注)4	5,275,200	10,550,400	-	381,530	-	341,475

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割(1:200)によるものであります。
3. 株式分割(1:3)によるものであります。
4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	18	42	20	4	6,437	6,527	-
所有株式数(単元)	-	3,825	3,021	44,987	5,099	20	48,536	105,488	1,600
所有株式数の割合(%)	-	3.6	2.9	42.7	4.8	0.0	46.0	100.0	-

(注) 自己株式365,196株は、「個人その他」に3,651単元及び「単元未満株式の状況」に96株を含めて記載していません。

(7)【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エムティアンドアソシエイツ	大阪府柏原市国分本町2-6-5	4,152,000	39.4
葛原 昭	東京都世田谷区	332,800	3.2
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3-11-1)	290,000	2.7
平川 勝基	大阪府柏原市	282,000	2.7
きちり従業員持株会	大阪市中央区安土町2-3-13	278,200	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	232,000	2.2
平川住宅株式会社	大阪府柏原市清洲1-1-2	136,800	1.3
平田 哲士	東京都品川区	136,200	1.3
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	135,700	1.3
平川 貴史	奈良県香芝市	120,000	1.1
計	-	6,095,700	57.8

(注)上記のほか、自己株式が365,196株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 365,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,183,700	101,837	-
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	10,550,400	-	-
総株主の議決権	-	101,837	-

【自己株式等】

平成26年 6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社きちり	大阪市中央区安土町 2 - 3 - 13	365,100	-	365,100	3.5
計	-	365,100	-	365,100	3.5

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく第6回新株予約権

決議年月日	平成24年 5月 7日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成26年9月5日)での決議状況 (取得期間 平成26年9月8日~平成27年3月31日)	150,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	36,000	20,583,700
提出日現在の未行使割合(%)	76.0	79.4

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	365,196	-	401,196	-

(注) 1. 平成25年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行い、保有自己株式数が121,732株増加しており、また、平成26年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行い、保有自己株式数が182,598株増加しております。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成26年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当社は、株主総会を決定機関とする期末配当として年1回の剰余金配当を行うことを基本方針としておりますが、業績及び今後の事業展開等を勘案し、中間配当を行うこととしております。

平成26年6月期の期末配当金は、上記方針に基づき1株当たり10円（普通配当7.5円、記念配当2.5円）といたします。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成26年9月26日 定時株主総会決議	101,852	10

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
最高（円）	73,200	94,000	718,000 (注)2 2,180	3,440 (注)3 918	1,209 (注)4 612
最低（円）	50,100	55,100	71,000 (注)2 1,980	1,570 (注)3 815	796 (注)4 411

(注)1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレス、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（グロース）（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））、平成25年3月22日より東京証券取引所（市場第二部）、平成26年5月8日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2. 印は、株式分割（平成24年7月1日、1株 200株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 印は、株式分割（平成25年7月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
4. 印は、株式分割（平成26年1月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月
最高（円）	585	496	491	511	520	563
最低（円）	482	411	412	430	471	503

(注) 最高・最低株価は、平成26年5月8日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	平川 昌紀	昭和44年7月16日生	平成5年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート (現 株式会社ダイヤモンドソ サエティ)入社 平成9年11月 個人にて飲食店の経営開始 平成10年7月 有限会社吉利(現 株式会社き ちり)設立 代表取締役 平成12年11月 当社代表取締役社長(現任)	平成26年9月から 平成27年9月まで	2,400
常務取締役	経営管理 本部長	葛原 昭	昭和48年9月19日生	平成10年12月 橋爪総合会計事務所(現 税理 士法人 大阪合同会計事務所) 入所 平成15年2月 当社入社 平成17年11月 当社株式公開準備室長 平成18年4月 当社管理本部長 平成18年10月 当社取締役管理本部長 平成22年9月 当社常務取締役 経営管理本 部長(現任) 平成22年11月 株式会社オープンクラウド 代 表取締役(現任)	平成26年9月から 平成27年9月まで	332,800
取締役	営業統括 本部長	平田 哲士	昭和52年7月20日生	平成12年4月 株式会社大和実業入社 平成13年1月 当社入社 平成18年11月 当社営業統括部長 平成23年9月 当社取締役 営業統括本部長 (現任)	平成26年9月から 平成27年9月まで	136,200
取締役	-	木村 敏晴	昭和52年9月16日生	平成12年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ ジャパン・インコーポレイテッ ド入社 平成20年2月 ワタミ株式会社入社 平成20年6月 ワタミフードサービス株式会 社CFO 平成21年4月 ワタミ株式会社上席執行役員C FO 平成21年6月 ワタミ株式会社取締役上席執 行役員CFO 平成23年9月 合同会社コロボックル代表(現 任) 平成24年9月 当社取締役(現任) 平成26年1月 株式会社フロンティアベース代 表取締役(現任)	平成26年9月から 平成27年9月まで	-
常勤監査役	-	長鋪 潤	昭和49年6月8日生	平成9年4月 株式会社関西スーパーマーケッ ト入社 平成15年9月 司法書士中川和恵事務所入所 平成19年6月 当社入社 平成19年9月 当社内部監査担当 平成21年9月 当社常勤監査役(現任)	平成26年9月から 平成30年9月まで	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	榎 卓生	昭和38年2月23日生	昭和60年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 平成9年3月 榎公認会計士・税理士事務所開業 平成10年6月 S P K 株式会社監査役(現任) 平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役(現任) 平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員(現任) 平成17年9月 当社監査役(現任) 平成23年6月 東和メックス株式会社(現 株式会社T Bグループ)監査役(現任)	平成26年9月から 平成30年9月まで	118,800
監査役	-	井上 賢	昭和44年1月22日生	平成13年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昴総合法律事務所(現 F&J法律事務所)に入所 平成15年7月 ACCESS法律事務所パートナー(現任) 平成21年9月 当社監査役(現任)	平成25年9月から 平成29年9月まで	4,800
計						601,000

- (注) 1. 取締役木村敏晴は、社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生及び井上賢は、社外監査役であります。
3. 所有株式数にはきちり役員持株会名義の28,600株は含まれておりません。
なお、平成26年9月分の持株会による取得株式数については、提出日(平成26年9月29日)現在確認ができないため、平成26年8月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
4. 所有株式数には、平成26年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

イ．取締役会

取締役会は、取締役4名（うち、社外取締役1名）で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ．監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。社外監査役は、経営体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門視点の強化を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されております。監査役は、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

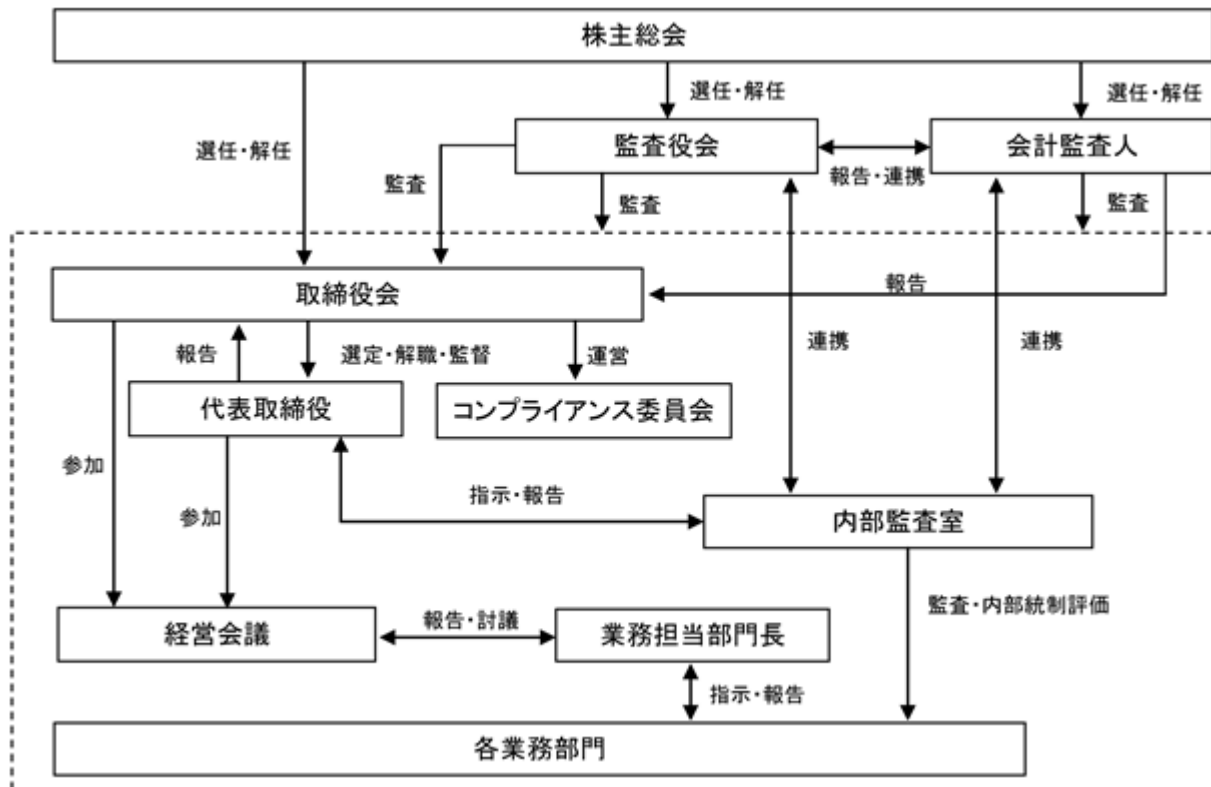
ハ．経営会議

経営会議は、常勤の取締役・監査役、及び付議すべき事項の関係者で構成されており、取締役会に付議すべき議案に関する事項の審議や全般業務の執行並びに統制に関する協議機関と位置付け運営されております。週1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時的に開催し、各部門の業務執行状況、利益計画の進捗状況の確認など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図っております。

ニ．コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、取締役・監査役で構成され、コンプライアンスの推進等について協議しております。

各組織の連携につきましては、下図のとおりであります。



・企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役による日常的な監視・監督のほか、2名の社外監査役を含む3名の監査役会が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。

この体制により適正なコーポレート・ガバナンスが確保できているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本的方針を以下のとおり定めております。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての役員及び従業員に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清廉潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。

公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。

法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。

当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。

監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。

ホ． 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。

ヘ． 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるとしております。

ト． その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

・ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制については、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理本部を責任部署として、整備及び推進を行っております。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役を議長とし、取締役と業務担当部門長が出席する経営会議において行います。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を中心とする対策委員会を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努めております。

また、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス委員会の設置を行い、コンプライアンスを経営方針として定め、コンプライアンス体制の確立に努めております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況として、全国暴力追放運動推進センターから有用な情報の収集・管理を実施しております。また、新規取引先については、外部の調査機関による調査を行うことで反社会的勢力が否かの判断を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された専任の内部監査室長が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査室長は監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）によって構成されております。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査人との連携状況や内部統制部門との関係につきましては、取締役会等において、必要に応じて適宜報告を受け、意見交換を行っております。

なお、監査役の榎卓生は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役木村敏晴は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。また、同氏が役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった他の会社と当社との間にも人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役榎卓生及び井上賢は、当社株式の所有を除き当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。また、両氏が役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった他の会社と当社との間にも人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

木村敏晴は同業他社でのCFOとしての豊富な経験と幅広い見識を当社の企業統治に活かし、榎卓生は公認会計士の資格を有していることから、その豊富な経験と高い専門性により、業務執行機関に対する監督機能の強化を図り、井上賢は弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上を行っております。

なお、榎卓生については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、独立性・中立性を持った外部の視点から助言・提言を行うことで、適切な監視、監督が行われております。また、常勤監査役は、取締役会及び他の社内会議に出席するとともに、取締役等からその職務の遂行状況につき、報告を受け、必要に応じて説明を求めています。その内容は、毎月開催される監査役会に報告されており、内部監査室及び会計監査人との協議・報告事項についても、毎月開催される監査役会で報告されております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監査の機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬		
取締役 （社外取締役を除く）	67,920	67,920		3
監査役 （社外監査役を除く）	3,000	3,000		1
社外役員	6,000	6,000		3

ロ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、株主総会において取締役及び監査役の報酬について総枠の決議を得ております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、それぞれの職務遂行の実績等を勘案して決定しております。

株式の保有状況

前事業年度及び当事業年度に、記載すべき事項はありません。

会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
廣田 壽俊	新日本有限責任監査法人	年
笹山 直孝	新日本有限責任監査法人	年

上記2名の公認会計士に加え、その補助として11名の公認会計士とその他4名があり、合計17名が監査業務に携わっております。

なお、継続監査年数につきましては、7年以内であるため記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,360	-	12,600	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.2%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.5%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、各種団体の開催するセミナーに参加することで、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	455,811	624,137
売掛金	93,307	99,881
原材料及び貯蔵品	45,656	43,519
前払費用	114,152	123,385
繰延税金資産	28,487	26,875
その他	143,752	105,877
貸倒引当金	2,017	2,017
流動資産合計	879,149	1,021,659
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,542,925	2,633,850
減価償却累計額	1,287,967	1,481,590
建物(純額)	1,254,957	1,152,259
工具、器具及び備品	118,605	105,207
減価償却累計額	102,885	82,236
工具、器具及び備品(純額)	15,720	22,970
リース資産	425,755	468,189
減価償却累計額	236,927	310,736
リース資産(純額)	188,827	157,452
建設仮勘定	1,400	8,641
有形固定資産合計	1,460,905	1,341,324
無形固定資産		
電話加入権	701	701
ソフトウェア	4,213	2,317
リース資産	1,053	755
無形固定資産合計	5,968	3,774
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	10,000
出資金	31	31
長期前払費用	4,383	6,550
繰延税金資産	49,851	34,981
差入保証金	624,413	651,423
貸倒引当金	648	639
投資その他の資産合計	688,031	702,347
固定資産合計	2,154,905	2,047,446
資産合計	3,034,054	3,069,105

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	145,678	152,145
1年内返済予定の長期借入金	272,032	222,068
リース債務	80,443	68,057
未払金	261,618	74,277
未払費用	246,562	229,736
未払法人税等	122,027	94,905
未払消費税等	16,492	69,503
前受金	910	160
預り金	12,544	19,160
前受収益	40,589	350
その他	-	1,277
流動負債合計	1,198,898	931,641
固定負債		
長期借入金	332,050	411,232
リース債務	140,020	110,448
資産除去債務	8,010	13,435
その他	379	29
固定負債合計	480,461	535,145
負債合計	1,679,359	1,466,786
純資産の部		
株主資本		
資本金	380,191	381,530
資本剰余金		
資本準備金	340,136	341,475
資本剰余金合計	340,136	341,475
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	660,162	905,530
利益剰余金合計	660,162	905,530
自己株式	26,676	26,676
株主資本合計	1,353,814	1,601,859
新株予約権	880	459
純資産合計	1,354,694	1,602,318
負債純資産合計	3,034,054	3,069,105

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	6,224,982	6,913,882
売上原価		
期首原材料たな卸高	36,188	42,765
当期原材料仕入高	1,592,109	1,761,545
合計	1,628,298	1,804,311
期末原材料たな卸高	42,765	42,780
売上原価合計	1,585,532	1,761,530
売上総利益	4,639,450	5,152,351
販売費及び一般管理費		
役員報酬	63,900	76,920
給料及び手当	538,605	629,967
雑給	949,591	1,050,594
消耗品費	108,647	126,372
水道光熱費	281,651	347,113
地代家賃	1,134,350	1,266,097
減価償却費	283,004	321,636
貸倒引当金繰入額	3,002	9
その他	717,261	853,269
販売費及び一般管理費合計	4,074,011	4,671,964
営業利益	565,439	480,387
営業外収益		
受取利息	159	6
協賛金収入	63,143	49,554
受取保険金	4,316	6,350
その他	4,430	1,244
営業外収益合計	72,050	57,156
営業外費用		
支払利息	7,291	5,817
上場関連費用	18,650	6,359
その他	6,304	9,943
営業外費用合計	32,245	22,120
経常利益	605,244	515,423
特別利益		
新株予約権戻入益	52	-
固定資産売却益	1,528	-
特別利益合計	581	-
特別損失		
固定資産除却損	2,114	2,1378
減損損失	3,31,177	3,14,506
その他	1,200	-
特別損失合計	32,491	15,885
税引前当期純利益	573,334	499,538
法人税、住民税及び事業税	216,765	187,001
法人税等調整額	12,182	16,482
法人税等合計	228,947	203,483
当期純利益	344,386	296,054

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	371,021	331,021	331,021	340,342	340,342	26,554	1,015,830
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	9,170	9,115	9,115				18,285
剰余金の配当				24,567	24,567		24,567
当期純利益				344,386	344,386		344,386
自己株式の取得						121	121
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	9,170	9,115	9,115	319,819	319,819	121	337,983
当期末残高	380,191	340,136	340,136	660,162	660,162	26,676	1,353,814

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,819	1,019,650
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		18,285
剰余金の配当		24,567
当期純利益		344,386
自己株式の取得		121
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	2,939	2,939
当期変動額合計	2,939	335,043
当期末残高	880	1,354,694

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	380,191	340,136	340,136	660,162	660,162	26,676	1,353,814
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,338	1,338	1,338				2,677
剰余金の配当				50,686	50,686		50,686
当期純利益				296,054	296,054		296,054
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	1,338	1,338	1,338	245,368	245,368	-	248,045
当期末残高	381,530	341,475	341,475	905,530	905,530	26,676	1,601,859

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	880	1,354,694
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		2,677
剰余金の配当		50,686
当期純利益		296,054
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	421	421
当期変動額合計	421	247,624
当期末残高	459	1,602,318

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	573,334	499,538
減価償却費	280,275	320,854
減損損失	31,177	14,506
長期前払費用償却額	2,728	325
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,002	9
受取利息	159	6
支払利息	7,291	5,817
有形固定資産除却損	114	1,378
有形固定資産売却損益(は益)	528	-
売上債権の増減額(は増加)	17,573	6,574
たな卸資産の増減額(は増加)	9,247	2,136
未収入金の増減額(は増加)	35,019	6,070
仕入債務の増減額(は減少)	13,463	6,467
未払金の増減額(は減少)	38,260	36,378
未払費用の増減額(は減少)	58,594	16,825
未払消費税等の増減額(は減少)	32,744	53,011
長期前受収益の増減額(は減少)	40,201	350
その他の資産の増減額(は増加)	68,626	22,549
その他の負債の増減額(は減少)	2,590	41,842
その他	1,147	1,277
小計	801,873	831,946
利息の受取額	159	6
利息の支払額	7,236	5,796
法人税等の支払額	295,171	206,654
契約解約金の支払額	1,200	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	498,425	619,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	315,020	312,653
有形固定資産の売却による収入	528	-
無形固定資産の取得による支出	-	742
差入保証金の差入による支出	151,958	83,087
差入保証金の回収による収入	286,196	52,899
長期前払費用の取得による支出	-	3,996
投資活動によるキャッシュ・フロー	180,253	347,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	221,000	350,000
長期借入金の返済による支出	419,436	320,782
株式の発行による収入	15,398	2,256
自己株式の取得による支出	121	-
配当金の支払額	24,244	50,424
リース債務の返済による支出	79,364	84,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	286,767	103,594
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,404	168,326
現金及び現金同等物の期首残高	424,406	455,811
現金及び現金同等物の期末残高	1 455,811	1 624,137

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「未収入金」、「預け金」及び「立替金」は、科目を掲記すべき数値基準が、資産総額の100分の1を超える場合から、100分の5を超える場合に緩和されたため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」43,633千円、「預け金」54,248千円、「立替金」43,853千円及び「その他」2,017千円は、「流動資産」の「その他」143,752千円として組み替えております。

なお、当該変更は財務諸表等規則第19条に基づくものであります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた8,747千円は、「受取保険金」4,316千円、「その他」4,430千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

保証債務

一部の賃貸物件の保証金について当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
266,155千円	316,315千円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)	当事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
建物	364千円	-千円
工具、器具及び備品	164	-
計	528	-

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)	当事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
建物	0千円	1,274千円
工具、器具及び備品	114	103
計	114	1,378

3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自平成24年7月1日至平成25年6月30日)

場所	用途	種類	金額
大阪府大阪市	直営店当社3物件	建物及び工具、器具 及び備品等	31,177千円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当社は、当事業年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する店舗の固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失31,177千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物24,786千円、工具、器具及び備品228千円、リース資産6,161千円であります。

なお、当社資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを0.529%で割り引いて算定し、正味売却価額は、備忘価額まで減額しております。

当事業年度(自平成25年7月1日至平成26年6月30日)

場所	用途	種類	金額
大阪府吹田市	直営店当社1物件	建物及び工具、器具 及び備品	14,506千円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当社は、当事業年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する店舗の固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失14,506千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物14,302千円、工具、器具及び備品203千円であります。

なお、当社資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額まで減額しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	8,478	1,741,922	-	1,750,400
自己株式				
普通株式(注)2	304	60,562	-	60,866

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,741,922株は、平成24年6月15日開催の取締役会決議に基づく、平成24年7月1日付の1株につき200株の株式分割による増加1,687,122株、新株予約権の行使に伴う新株の発行による増加54,800株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加60,562株は、平成24年6月15日開催の取締役会決議に基づく、平成24年7月1日付の1株につき200株の株式分割による増加60,496株、単元未満株式の買取りによる増加66株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成20年第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	421
平成24年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	459
合計	-	-	-	-	-	880

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年2月8日 取締役会	普通株式	24,567	15.00	平成24年12月31日	平成25年3月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月27日 定時株主総会	普通株式	50,686	利益剰余金	30.00	平成25年6月30日	平成25年9月30日

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	1,750,400	8,800,000	-	10,550,400
自己株式				
普通株式（注）2	60,866	304,330	-	365,196

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加8,800,000株は、平成25年4月22日開催の取締役会決議に基づく、平成25年7月1日付の1株につき3株の株式分割による増加3,500,800株、平成25年11月5日開催の取締役会決議に基づく、平成26年1月1日付の1株につき2株の株式分割による増加5,275,200株及び新株予約権の行使に伴う新株の発行による増加24,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加304,330株は、平成25年4月22日開催の取締役会決議に基づく、平成25年7月1日付の1株につき3株の株式分割による増加121,732株及び平成25年11月5日開催の取締役会決議に基づく、平成26年1月1日付の1株につき2株の株式分割による増加182,598株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成24年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	459
合計	-	-	-	-	-	459

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年9月27日 定時取締役会	普通株式	50,686	30.00	平成25年6月30日	平成25年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	101,852	利益剰余金	10.00	平成26年6月30日	平成26年9月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	455,811千円	624,137千円
現金及び現金同等物	455,811	624,137

2 重要な非資金取引の内容

(1) 新株予約権に関するもの

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
新株予約権の行使による資本金増加額	9,170千円	1,338千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	9,115	1,338

(2) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	109,745千円	42,685千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	115,305	44,846

(3) 資産除去債務

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
資産除去債務	7,944千円	5,293千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

飲食事業における店舗設備(「建物」「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
1年内	323,365	256,808
1年超	584,818	423,229
合計	908,183	680,038

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されるため、そのリスクは限定的です。

差入保証金につきましては、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である買掛金及び未払費用につきましては、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(平成25年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	455,811	455,811	-
(2) 売掛金	93,307	93,307	-
(3) 差入保証金	624,413		
貸倒引当金(*)	648		
	623,765	553,014	70,750
資産計	1,172,883	1,102,133	70,750
(1) 買掛金	145,678	145,678	-
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	604,082	603,910	171
(3) 未払費用	246,562	246,562	-
(4) リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む)	220,464	221,055	590
負債計	1,216,785	1,217,206	418

(*)差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成26年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	624,137	624,137	-
(2) 売掛金	99,881	99,881	-
(3) 差入保証金	651,423		
貸倒引当金(*)	639		
	650,784	585,705	65,078
資産計	1,374,803	1,309,724	65,078
(1) 買掛金	152,145	152,145	-
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	633,300	633,736	436
(3) 未払費用	229,736	229,736	-
(4) リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む)	178,505	178,460	45
負債計	1,193,688	1,194,079	391

(*) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値(貸倒引当金を控除)により算定しております。

負 債

(1) 買掛金及び(3) 未払費用

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務(1年以内に返済予定のリース債務を含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
関係会社株式	10,000	10,000

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金及び預金 預金	424,666	-	-	-
(2)売掛金	93,307	-	-	-
(3)差入保証金(注)	29,364	102,742	99,635	392,670
合計	547,338	102,742	99,635	392,670

(注) 差入保証金は、合理的に見積った返還予定時期によっております。

当事業年度（平成26年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金及び預金 預金	599,870	-	-	-
(2)売掛金	99,881	-	-	-
(3)差入保証金(注)	118,442	100,351	38,227	394,402
合計	818,194	100,351	38,227	394,402

(注) 差入保証金は、合理的に見積った返還予定時期によっております。

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成25年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	272,032	172,128	97,306	46,900	15,716	-
リース債務	80,443	59,141	40,901	25,554	14,423	-
合計	352,475	231,269	138,207	72,454	30,139	-

当事業年度（平成26年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	222,068	147,246	96,840	65,656	49,940	51,550
リース債務	68,057	49,858	34,553	23,815	2,220	-
合計	290,125	197,104	131,393	89,471	52,160	51,550

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は10,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
新株予約権戻入益	52	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年12月スtock・オプション	平成24年5月スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 42名	当社取締役 3名
株式の種類別のスtock・オプションの数(注)	普通株式 930,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成20年12月29日	平成24年5月7日
権利確定条件	定めておりません	同左
対象勤務期間	定めておりません	同左
権利行使期間	平成22年12月30日～平成25年12月29日	平成24年5月22日～平成29年5月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年12月ストック・オプション	平成24年5月ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	48,000	360,000
権利確定	-	-
権利行使	48,000	-
失効	-	-
未行使残	-	360,000

単価情報

	平成20年12月ストック・オプション	平成24年5月ストック・オプション
権利行使価格 (円)	47	413
行使時平均株価 (円)	557	-
付与日における公正な評価単価 (円)	8.78	1.28

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	51,350千円	38,550千円
資産除去債務	1,661	3,329
減価償却超過額	6,345	7,171
未払事業所税	2,139	2,213
未払事業税	12,167	8,385
未払費用	17,874	15,509
貸倒引当金	1,013	1,009
その他	59	42
繰延税金資産計	92,611	76,212
繰延税金負債		
協賛金益金不算入額	14,273	14,356
繰延税金負債計	14,273	14,356
繰延税金資産の純額	78,338	61,856

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.7
住民税均等割	1.5	1.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.4
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.9	40.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による当社業績への影響は、軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は「飲食事業」「通販事業」及び「プラットフォーム事業」を行っております。当社の報告セグメントは「飲食事業」のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

当事業年度において、固定資産の減損損失31,177千円を計上しております。また、当該金額は全て「飲食事業」にかかるものであります。

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

当事業年度において、固定資産の減損損失14,506千円を計上しております。また、当該金額は全て「飲食事業」にかかるものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

役員及び主要株主等

前事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	平川昌紀	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.1 間接42.5	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 ()	-	-	-

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

() 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間対象賃借料は次のとおりであります。なお、年間対象賃借料には、当期中に解消した債務被保証が含まれております。

氏名	被保証件数 (平成25年6月30日現在)	年間対象賃借料 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)
平川昌紀	2件	67,368千円

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	平川昌紀	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.0 間接42.3	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 ()	-	-	-

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

() 当社が賃借している店舗等の賃借契約に対する被保証であり、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。また、被保証件数及び被保証物件の年間対象賃借料は次のとおりであります。

氏名	被保証件数 (平成26年6月30日現在)	年間対象賃借料 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
平川昌紀	2件	23,820千円

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)		当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	
1株当たり純資産額	133円55銭	1株当たり純資産額	157円27銭
1株当たり当期純利益金額	35円04銭	1株当たり当期純利益金額	29円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	33円96銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	28円91銭

(注) 1. 当社は、平成25年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っており、さらに平成25年11月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 6月30日)	当事業年度 (平成26年 6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,354,694	1,602,318
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	880	459
(うち新株予約権(千円))	(880)	(459)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,353,814	1,601,859
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,137,204	10,185,204

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	344,386	296,054
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	344,386	296,054
期中平均株式数(株)	9,828,036	10,164,886
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	312,600	75,501
(うち新株予約権(株))	(312,600)	(75,501)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数 300個)。	-

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は平成26年9月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な経営諸施策を遂行するため、自己株式を取得するものであります。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

150,000株(上限)

取得する期間

平成26年9月8日から平成27年3月31日まで

取得価額の総額

100,000千円(上限)

取得の方法

東京証券取引所市場第一部における市場買付

(3) その他

平成26年9月26日現在、当社普通株式36,000株(取得価額20,583千円)を取得いたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,542,925	143,343	52,418 (14,302)	2,633,850	1,481,590	226,077	1,152,259
工具、器具及び備品	118,605	16,136	29,534 (203)	105,207	82,236	8,578	22,970
リース資産	425,755	42,433	-	468,189	310,736	73,809	157,452
建設仮勘定	1,400	23,472	16,230	8,641	-	-	8,641
有形固定資産計	3,088,686	225,386	98,184 (14,506)	3,215,888	1,874,564	308,465	1,341,324
無形固定資産							
電話加入権	701	-	-	701	-	-	701
ソフトウェア	13,656	742	160	14,238	11,921	2,638	2,317
リース資産	3,401	252	-	3,653	2,897	549	755
無形固定資産計	17,758	994	160	18,593	14,818	3,188	3,774
長期前払費用	63,318	3,996	-	67,315	60,764	1,829	6,550

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建	物	新規店舗出店に伴う取得	122,187千円
		業態変更に伴う取得	10,287
		既存店舗改修等に伴う取得	2,575
		その他	8,293
		計	143,343

リース資産 (有形固定資産)	新規店舗出店に伴う取得	42,433千円
-------------------	-------------	----------

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建	物	撤退等に伴う減少	38,116千円
		減損損失に伴う減少	14,302
		計	52,418

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	272,032	222,068	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	80,443	68,057	1.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	332,050	411,232	0.5	平成27年～平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	140,020	110,448	0.5	平成27年～平成31年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	824,546	811,805	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金又はリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	147,246	96,840	65,656	49,940
リース債務	49,858	34,553	23,815	2,220

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,665	-	-	9	2,656

(注) 当期減少額(その他)は、差額補充による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	24,266
預金	
普通預金	599,870
小計	599,870
合計	624,137

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード株式会社	50,850
りそなカード株式会社	20,818
株式会社メトロプロパティーズ	2,900
株式会社アトレ	2,745
株式会社商業藝術	2,700
その他	19,866
合計	99,881

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
93,307	1,879,399	1,872,825	99,881	94.9	18.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
ドリンク	17,120
食材(肉・魚・野菜)	24,020
加工食品	1,639
小計	42,780
貯蔵品	
消耗品	739
小計	739
合計	43,519

二 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗関係	630,944
その他	20,429
合計	651,423

負債の部
イ 買掛金

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	43,914
株式会社名畑	24,088
シモハナ物流株式会社	14,870
株式会社河内屋	10,926
株式会社佐々木	9,867
その他	48,477
合計	152,145

□ 未払費用

区分	金額(千円)
給与	130,372
水道光熱費等	27,695
社会保険料	24,575
その他	47,093
合計	229,736

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,647,727	3,435,784	5,150,088	6,913,882
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	94,136	239,220	390,266	499,538
四半期(当期)純利益金額(千円)	54,676	141,905	232,598	296,054
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	5.39	13.99	22.90	29.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	5.39	8.59	8.91	6.23

(注)平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別段定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由による電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL http://www.kichiri.com/
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株主 毎年12月31日現在の株主名簿に記載された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主 2. 優待内容 当社の運営する店舗にてご利用いただけるご優待券3,000円分または、GABAライス3kg 3. 送付時期 毎年2月～3月頃

(注) 1. 平成26年8月8日開催の取締役会において、株主優待制度の一部変更について決議しております。変更の内容は以下のとおりであり、平成26年12月31日現在の株主名簿に記載された株主様から適用いたします。

優待内容 当社の運営する店舗にてご利用いただけるご優待券3,000円分または、当社事業における関連商品。

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第15期)(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)平成25年9月30日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成25年9月30日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第16期第1四半期)(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月8日近畿財務局長に提出
(第16期第2四半期)(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日近畿財務局長に提出
(第16期第3四半期)(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)平成26年5月15日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成25年10月1日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月26日

株式会社きちり

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直孝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社きちりの平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社きちりが平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。